

文教厚生常任委員会報告

文教厚生常任委員会の報告を行います。

1 1月28日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、条例制定6件、請願1件です。

1 2月4日に委員会を開催し、慎重に審査した経過と結果について、ご報告いたします。

議案第127号 上野原市簡易水道事業の設置等に関する条例制定については、国の要請により、現在特別会計として事業を行っている簡易水道事業に、地方公営企業法の財務規定を適用し、地方公営企業会計へ移行するものです。

議案第128号 上野原市下水道事業の設置等に関する条例制定についても、簡易水道事業と同様、地方公営企業会計へするものです。

議案第129号 上野原市簡易水道事業及び上野原市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、簡易水道事業と下水道事業の地方公営企業会計への移行に伴い、関係条例の廃止及び一部廃止を行うものです。

委員からの、公営企業会計導入のメリットは、という質問については、単式簿記から複式簿記になることにより、事業の財政状況を詳細に把握できるようになるとのことです。

議案第130号 上野原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、現条例で定める料金が実際のごみ処理原価と乖離しており、近隣自治体と比較しても安価なことから、事業系ごみ処理手数料の料金を改定するものです。

手数料は、現行の10kgあたり60円を240円とし、それに伴って事業者の負担割合も6%から約50%に増加することで、他自治体からのごみ流入の抑止効果も見込んでいるとのことです。

委員からの、周知を十分に行えるのか、という質問については、この議案が可決され次第、受付窓口での周知を開始するとともに、商工会の協力をお願いする中で

周知を進めていきたいとのことです。

また委員からは、手数料を上げた分の収入について、一般会計に入れずに特別会計でプールしておき、例えば不法投棄の関係など、目的を定めて使う方法も考えていくべきではないか、との意見が出されました。

議案第131号 上野原市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例制定については、災害対策基本法の規定に基づき、避難支援等関係者に対して、平常時から避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を提供するために条例を改正するものです。

委員からの、避難行動要支援者登録者数と情報提供同意者数の人数に開きがある理由は、という質問については、登録はされても、消防や警察等への情報提供には同意していただけない方が多いため、とのことです。

また、民生委員等との連携は、という質問については、福祉課への相談内容は民生委員へ伝えるなど、日ごろから連携に努めているとのことです。

議案第132号 上野原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い条例を改正するものです。

以上、当局提出6案件について採決を行った結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決定しました。

請願第7号 秋山老人福祉センターの改修または代替施設建設に関する請願書については、秋山老人福祉センターの老朽化が進んでいることから、施設の大規模改修を行うのか、新たな拠点を確保するのか、早急に方向性を示し、秋山地区住民のコミュニティーの場を整備することを市に求めるものです。

本請願については、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

また、委員からは、子育て支援について調査すべきとの意見があり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。